

# 第204回一関市教育委員会定例会

日時：令和2年3月24日(火)

午後1時30分～3時30分

場所：一関保健センター会議室3

## 1 開 会

## 2 議 事

議事日程第1 議案第6号 教育機関の長の委嘱に関し議決を求めることについて

議事日程第2 議案第7号 一関市人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定  
について

## 3 報 告

(1) 第73回一関市議会定例会（代表・一般質問）の状況について (資料No.1)

(2) 行事報告及び4月行事予定について (資料No.2)

## 4 その他

(1) ICT環境整備について (資料No.3)

## 5 閉 会

第204回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第6号	教育機関の長の委嘱に関し議決を求めることについて
議案第7号	一関市人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定について

## 議案第6号

教育機関の長の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり教育機関の長を委嘱することについて、議決を求める。

### 1 委嘱

#### (1) 幼稚園（任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
巖美幼稚園長	小山 範輝	
赤荻幼稚園長	千葉 敏之	
萩荘幼稚園長	藤野 清貴	
狐禅寺幼稚園長	千田 智明	
弥栄幼稚園長	皆上 聖一	
摺沢幼稚園長	芦 宏	

#### (2) 学校給食センター（任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
花泉学校給食センター所長	小野寺 邦芳	

#### (3) 図書館（任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
花泉図書館長	小山 克美	
大東図書館長	及川 光正	
千厩図書館長	村上 和広	
東山図書館長	鈴木 康之	
室根図書館長	三浦 精己	
川崎図書館	菅原 正志	
藤沢図書館長	千葉 松男	

#### (4) 博物館等（任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
石と賢治のミュージアム館長	菅原 淳	

#### (5) 博物館等（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
博物館長	菊池 勇夫	再任
芦東山記念館長	吉田 正志	再任

令和2年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小菅 正晴

理由

教育機関の長の任期満了等に伴い、新たに委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第7号

一関市人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和2年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

一関市職員人事評価実施規程（平成28年一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市固定資産評価審査委員会・一関市消防本部・一関市水道事業・一関市病院事業・一関市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特別評価 <u>地方公務員法第22条第1項</u>の規定による<u>条件付採用</u>の期間中の職員に対して行う評価をいう。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、一般職の職員とする。</p> <p>2 消防吏員、他の地方公共団体等への派遣職員及び<u>当市への派遣職</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特別評価 <u>地方公務員法第22条及び第22条の2第7項</u>の規定による<u>条件付採用</u>の期間中の職員に対して行う評価をいう。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、一般職の職員とする。</p> <p>2 消防吏員、他の地方公共団体等への派遣職員、<u>当市への派遣職</u></p>

員並びに臨時的任用職員\_\_\_\_\_の人事評価については、別に定める。

3 [略]

員、\_\_\_\_\_臨時的任用職員及び会計年度任用職員の人事評価については、別に定める。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

理由

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の人事評価に関する事項を追加するものである。これが、この議案を提出する理由である。